

## 規約改正案への質問と回答

規約改正（案）に関して寄せられたご質問およびご意見に対する回答を掲載します。  
改正案を一部修正した修正版も同時に掲載します。

### 【質問 1】

「テザークラス艇の登録並びに登録台帳の整備保管」を事業として実施するようですが、これらをどのように利用するのでしょうか？

### 【回答 1】

テザーの普及状況把握と今後の普及活動の参考資料として活用します。この台帳にはテザーのオーナーを把握する目的があり、オーナーが変わったときに更新できるようにしたいと考えています。またチャーター艇を提供する際の管理台帳となります。

### 【質問 2】

愛好者名簿及び会報の発行を事業として実施するようですが、愛好者名簿はどのような者の名簿であり、それはどのように利用されるのでしょうか？

### 【回答 2】

愛好者名簿には会員だけではなく、協会のイベント以外でもテザーを楽しんでいる人たちが含まれています。またテザーを手放した人たちの名前も載っていて、一度でもテザーと関わりのあった人たちがすべて載っている名簿という位置づけです。テザーのイベントを関係者に案内をする際にも活用します。吉川名誉会長が JSAF から表彰された際の祝賀会の案内にも使いました。

### 【質問 3】

「国内ルール」とは例えばどういった内容で、どういった位置づけになるのでしょうか？

### 【回答 3】

クラスルールでは総会の決議で一部特定のルールを無視することが許されています。国内の大会でクラスルールとは異なるルールを使う際に適用するのが国内ルールです。現時点ではクラスルール C 6（クルーウェイトルール）を適用しないことが国内ルールとなっています。

### 【質問 4】

「本協会が公認する」とはどういった位置づけになるのでしょうか？

JTA が自ら主催するレースを、自ら公認することにどういった意味を持つのでしょうか？

### 【回答 4】

各フリートが自主的に実施しているフリートレースと公式なレースとを区別したいとの趣旨ですが、原文どおりで表現しきれていますのでこの修正は取りやめます。

【質問5】

4. フリート

この規程は、World Tasar Class Association Constitution の規程9 FLEETS を無視あるいは変更するという意思表示と理解すればよいのでしょうか？それとも、WTCAC の FLEETS と JTA 規約のフリートとは別なものを指すのでしょうか？

【回答5】

この規程はWorld Tasar Class Association Constitutionの規程9 FLEETSを日本の実態に即すように修正するという趣旨で変更しています。この変更は本規約作成時になされたものであり、この規程に関して今回の改正で変更する予定はありません。

【意見1】

7(2)

この記述では、総会の開催について、手段を限定せずに「告知すること」が義務になりますが大丈夫でしょうか？

現状のものは「会報に掲載して配布」するまでが義務であって、会員に伝わるかどうかは義務ではないと解釈できます。案では、「一人でも告知されていない」人がいた場合には、手続きの不備となり、もめる内容を扱う総会では、総会の無効等を主張される危険をはらんでいます。

それとも、「手段をあらかじめ伝えることはしないが、とにかく何らかの形で会員がアクセス可能なところに告知する。それを見る見ないは会員の責任である。という意図でしょうか？そうであれば会員にとって厳しすぎる規約ですので、「告知方法を記載して、告知を見ることは会員の義務」という意味合いにしたほうがよいと思います。

【意見1への回答】

総会の告知はその方法・手段を限定しないという意味です。告知することは会員に伝わったかどうかを確認するまでの義務はないと考えます。理事会は総会の開催を会報、WEB、MLなど複数の手段で告知し、全ての会員がその開催を知ることができるよう最大限の努力をします。

【意見2】

8 総会の承認事項

「開催できなかった場合」という過去形は文章としておかしいと感じます。

【意見2への回答】

修正文を現在形にすべく再修正します。

【意見3】

8(2)

予算については、会の運営内容と直結することですので、これまでどおり会員の承認事項とすべきと考えます。(時期は新年度開始直前の予算決定後でよい)

【意見3への回答】

本件は理事会でもかなり議論しました。ご趣旨はよく分かるのですが、新年度開始直前の予算決定後に会員の承認を得る適切な方法が見つけられないことから、「予算決定に拘束力を持つ会計報告を総会で決議し、理事会は新年度開始直後に速やかに前年度決算と当該年度予算を会員に告知する」ということが現実的な手段であると判断しております。会員は告知された内容が総会決議内容と異なる場合には異議を申し立て、理事会に修正を迫ることが可能です。その手段としては会長へのメールや理事会へのオブザーバとしての参加が考えられます。もちろん、理事会はそのようなことが発生しないよう、最大限の努力によって決算と予算を作成して告知します。

【質問6】

会員規程

学生会員、スポット会員導入による背景・期待する効果と、会計へのインパクト予測をお知らせください。学生会員を設けることで、何人くらいの「会費が高いために入会しなかった」学生の入会を予測(期待)しているのか。入会しなければならないためにレース参加をあきらめた何人が、スポット会員精度によってレースに参加すると予測(期待)するのか。(あるいは他のことを期待してのことなら、何を期待するのか)そのために、どのくらいの会費収入の増減を見越しており、会計への影響をどの程度見込んでいるのかお知らせください。予測が私の感覚と極端にずれがなく、それで会計上成り立つのであれば賛成ですし、そうでなければ反対となります。

【回答6】

学生会員・スポット会員制度を導入しても、多数の学生会員やスポット会員が加入するとは想定していませんが、一人でも多くの新規会員がこの制度を利用してテザーの活動に参入できるのであればプラスだと考えます。テザーのレースへの参加機会を少しでも増やすのに役立つのであればこの制度は意味があると考えます。学連セラーへの窓口を開くことで、将来のテザー予備軍の期待もあります。ただ、会計収入の増減への影響はほとんどないと思われます。

回答の文責 国内事務局 亀山